

相模原市都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 9 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 9 号

相模原市都市公園条例等の一部を改正する条例  
(相模原市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 相模原市都市公園条例(昭和 4 5 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 1 項の表中

184,500円	238,500円
223,900円	289,400円
369,000円	477,000円
447,750円	578,700円
1,000円	1,300円
750円	970円
500円	650円
16,400円	21,200円
19,900円	25,700円

を に、

780円	を	960円	に改める。
390円		480円	

(相模原市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市都市公園条例の一部を改正する条例(令和 5 年相模原市条例第 3 3

号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の改正規定に次のように加える。

別表第1の3備考2中「個人が」を「個人又は団体が」に改める。

別表第4第1項の改正規定中「、競技場及び第2競技場の項にあつては」及び「を、アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の項にあつては児童生徒等及び学齢に達しない者」を削り、「一般利用のうち、市内の子ども又は学齢に達しない者が個人で利用する場合の競技場及び第2競技場」を「市内の子ども及び学齢に達しない者が一般利用する場合(競技場及び第2競技場にあつては個人で利用する場合に限る。)の競技場、第2競技場、アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室」に改める。

附則第1項第2号中「別表第2第5項第1号」を「別表第1の3の改正規定(同表備考2中「個人が」を「個人又は団体が」に改める部分に限る。)、別表第2第5項第1号」に改める。

(相模原市都市公園条例の一部改正)

第3条 相模原市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第20条の7第1項並びに別表第1の2淵野辺公園の項中「、アイススケート場、水泳プール、トレーニング室」を削る。

別表第1の3アイススケート場の項、水泳プールの項及びトレーニング室の項を削り、同表備考2中「及びアイススケート場」及び「いい、アイススケート場の特別専用利用とは、定められた時間内に個人又は団体が専用して利用することを」を削る。

別表第4第1項の表アイススケート場の項、水泳プールの項及びトレーニング室の項を削り、同表備考3中「競技場、第2競技場、アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室」を「競技場及び第2競技場」に改め、別表第4第4項の表淵野辺公園アイススケート場の項及び淵野辺公園水泳プールの項を削り、同表中備考2を削り、備考3を備考2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定及び次項の規定 令和6年4月1日

(2) 第2条の規定 公布の日

(3) 第3条の規定 令和9年4月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市都市公園条例別表第4第1項(一般利用に係る部分を除く。)の規定は、令和6年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。